

独立行政法人住宅金融支援機構

災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)のご案内

山形県沖を震源とする地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)では、被災住宅復旧のための資金の借入の申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

目次

I お申込みの条件 1
II お借入れの条件 3
III お申込方法 6
IV お申込時の提出書類 7
V 借入申込後の手続(融資手続の流れ) 10
VI 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等 12
【その他の事項】 13
<1> 元金据置期間の設定等 13
<2> 親子リレー返済 13
<3> 収入合算 13
<4> 親孝行ローン 14
<5> 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い 14
<6> 所要額(補修費)に含めることができる費用 15
<7> 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について 16
<8> お借入れ後の注意事項 16
<9> プライバシーポリシー(個人情報保護方針要約) 17

(書式)

災害復興住宅等に関する確認書(災確第5号書式) 18 ページ
機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)(参考書式第100号) 20 ページ
給与証明書(参考書式第4の1の1号) 22 ページ
親孝行ローンに関する申出書(災害第6号書式) 24 ページ
提出書類送付書(参考書式第70-02号) 26 ページ

【用語の定義】

本ご案内で使用する用語の定義は次のとおりです。

Table with 2 columns: 無利子融資, 無利子融資を超える融資. Includes a sub-table for repair levels: 補修する住宅が一部損壊等の場合 (200万円), 補修する住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の場合 (300万円).

※ 住宅の被害の程度は、鶴岡市が発行する「り災証明書」でご確認ください。

I お申込みの条件

1 お申込みいただける方

次の(1)から(4)までの全てに当てはまる必要があります。

<p>(1) 山形県沖を震源とする地震により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、鶴岡市から「り災証明書」を交付されている方</p>	<p>鶴岡市内の住宅について、山形県沖を震源とする地震により被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方</p> <p>※ 被災住宅の賃借人又は居住者が申し込むこともできます。</p>										
<p>(2) ご自分若しくはり災した親等が居住するための住宅又はり災した他人(親族等)に無償で貸すための住宅を補修する方</p>	<p>※ 住宅の修繕工事等が完了済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>※ 被災者に賃貸するための住宅を補修する場合は、この融資の対象となりません。</p> <p>※ セカンドハウスは、対象になりません。</p> <p>●親孝行ローン 被災住宅に居住していた満60歳以上の親等(父母・祖父母等)が住むための住宅を補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます。</p> <p>※ 被災住宅の居住者が、融資をご利用いただく方又はその配偶者の親族であること等の要件があります。詳しくは、14ページの「親孝行ローン」をご覧ください。</p>										
<p>(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が右の基準を満たしている方</p>	<p>●総返済負担率基準</p> <table border="1" data-bbox="491 857 1197 963"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>●総返済負担率の計算式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{全てのお借入れの年間合計返済額の} 1/12 \text{ (*1)}}{\text{年収の} 1/12 \text{ (*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率 (\%)}$ </div> <p>(*1) 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)のほか、災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。)、家賃、地代等ご融資後も継続する支払をいいます。</p> <p>また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)の毎月の返済額は、無利子融資と無利子融資を超える融資がある場合は、それぞれの毎月の返済額の合計額としてください。無利子融資を超える融資の毎月の返済額は、「災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)金利のお知らせ」(チラシ)を参考に次表のとおり算出してください。</p> <p>なお、無利子融資を超える融資について、ボーナス併用払いをご利用いただく場合でも、ボーナス併用払いをご利用いただかないものとして算出してください。</p> <table border="1" data-bbox="550 1478 1423 1608"> <tr> <td>元金据置期間(13ページ)を設定する場合</td> <td>元金据置期間中の毎月の利息返済額</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間を設定しない場合</td> <td>毎月の元金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額)</td> </tr> </table> <p>(*2) 総返済負担率基準を満たさないときは、親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、13ページの「収入合算」をご覧ください。</p> <p>また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がございましたら、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下	元金据置期間(13ページ)を設定する場合	元金据置期間中の毎月の利息返済額	元金据置期間を設定しない場合	毎月の元金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額)
年収	400万円未満	400万円以上									
基準	30%以下	35%以下									
元金据置期間(13ページ)を設定する場合	元金据置期間中の毎月の利息返済額										
元金据置期間を設定しない場合	毎月の元金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額)										
<p>(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>	<p>お申込みできる外国人の方は次の①又は②の方に限られます。</p> <p>① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項又は第22条の2第4項により永住許可を受けている方</p> <p>② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方</p> <p>※ 外国人の方は9ページの【外国人の方の場合】のア及びイの書類をご提出ください。</p> <p>※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者又は担保提供者となる場合も同様です。</p>										

2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	居室、台所及びトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積	床面積の制限はありません。(*) (*) 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。
土地の権利	原則として転貸借によらないものであること。 ※ 転貸借の場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

※ 補修する住宅が機構の定める基準に適合することについては、お客さまにご確認いただきます。詳しくは、12ページをご覧ください。

! ご注意

- ・お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資額の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関又は同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。

また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。

機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入ください！

災害復興住宅融資は長期の返済になります。機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡又は所定の高度障害状態等になった場合、機構に対する残債務は全額消滅します。ぜひ、加入することをお勧めします。機構団体信用生命保険（共済）特約制度には、「機構団信」及び「3大疾病付機構団信」がありますので、詳しくは、別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。

なお、ご加入された場合の特約料はお客さまの負担となります。

※ 無利子融資と無利子融資を超える融資を併せて利用する場合の留意点については、5ページをご確認ください。

Ⅱ お借入れの条件

1 融資額

無利子融資及び無利子融資を超える融資の融資額の合計額は、各所要額の合計額が限度となります（10万円以上1万円単位です。）。

なお、融資限度額は、以下のとおりです。

補修資金	整地資金	引方移転資金
740万円	450万円（*）	450万円（*）

（*）引方移転資金及び整地資金の両方をご利用いただく場合は、合計で450万円が限度となります。

※ 補修資金、整地資金及び引方移転資金は、それぞれの所要額（請負契約書に記載された金額（消費税を含みます。））が限度となります。また、今回の被災住宅部分の補修に付随して発生する費用（お客さまの負担分）について、当該費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、補修費に含めることができますものがあります。詳しくは、15ページの「所要額（補修費）に含めることができる費用」をご確認ください。

※ 補修資金は、被災住宅部分の補修のほか、被災住宅部分の補修に併せて行う増築工事や門扉だけの補修にもご利用いただけます。

※ 整地資金は、被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等を行う場合にご利用いただけます。

※ 引方移転資金は、補修資金と併せてご利用いただけます。

※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

! ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 融資金利

- ・融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
- ・補修する住宅の被害の程度に応じ、次の額までの融資（無利子融資）の融資金利は、年0%です（最長10年間）。

補修する住宅が 一部損壊等 の場合	200万円
補修する住宅が 全壊、大規模半壊又は半壊 の場合	300万円

- ・無利子融資を超える融資については、機構が定める融資金利が適用となり、当該融資金利は、原則として毎月見直します。
（※1）（※2）

- ・郵便の消印等の日付を受理日とし、無利子融資を超える融資については、当該受理日時点の金利が適用となります。

（※1）最新の融資金利については、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）金利のお知らせ」（チラシ）又は機構ホームページ（www.jhf.go.jp）の「金利情報」でご確認いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

（※2）災害復興住宅融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の融資金利の適用をご希望の場合は、お申込みを取り下げていただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。11ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続を行ってください。

3 返済期間

無利子融資及び無利子融資を超える融資のそれぞれについて、次の (1) 最長返済期間 と (2) 年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内でお選びいただきます（1年以上（1年単位））。

(1) 最長返済期間

無利子融資 : 10年
無利子融資を超える融資 : 20年

(2) 年齢に応じた最長返済期間

「80歳」－「次のいずれか年齢が高い方（注）の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

└ 申込本人

└ 収入合算者 ← 収入合算する場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の5割を超える場合のみ

（注）親子リレー返済（13ページ）をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。

■元金据置期間

無利子融資を超える融資については、返済期間に加えて、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。元金据置期間を設定すると、据置期間分返済期間が延長されます。ただし、完済時年齢80歳を超える延長はできません。

! ご注意

元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。詳しくは、13ページの「元金据置期間」をご覧ください。

〈無利子融資を超える融資についての最長返済期間の算出例〉

【例1】申込本人（満61歳）が単独でお申込みの場合

① 元金据置期間を設定しない場合

無利子融資を超える融資の最長返済期間・・・20年
年齢に応じた最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））

年齢に応じた最長返済期間の 18年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

② 元金据置期間（1年）を設定する場合

無利子融資を超える融資の最長返済期間・・・20年
年齢に応じた最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））

年齢に応じた最長返済期間の 18年の内、1年の元金据置期間の後に17年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

【例2】申込本人（満30歳）の収入が400万円、収入合算者（満65歳）の収入が600万円のお申込みの場合

① 収入合算者の年収（600万円）を全額合算する場合

無利子融資を超える融資の最長返済期間・・・20年
年齢に応じた最長返済期間(*)・・・14年（80歳－66歳（1歳未満切上げ））
(*)収入合算者の年齢が基準となります。

年齢に応じた最長返済期間の 14年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

② 収入合算額を300万円（600万円の5割）以下とする場合

無利子融資を超える融資の最長返済期間・・・20年
年齢に応じた最長返済期間(*)・・・49年（80歳－31歳（1歳未満切上げ））
(*)申込本人の年齢が基準となります。

無利子融資を超える融資の最長返済期間の 20年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

4 返済方法

無利子融資 : 元金均等毎月払い
無利子融資を超える融資 : 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

※ 無利子融資については、ボーナス併用払いにはご利用いただけません。

※ 無利子融資を超える融資については、ボーナス払い分は、融資額の10分の4以内で1万円単位となります。

※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の支払は毎月払いのみとなります。

※ 返済額の試算は、「災害復興住宅融資金利（補修・鶴岡市利子補給型）のお知らせ」（チラシ）を参考にするか、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

●返済方法のタイプと特徴について（無利子融資を超える融資の場合）

元利均等返済	元金均等返済
<p>① 毎月の返済額が一定になります。 ② 総返済額は、元金均等返済に比べて多くなります。</p>	<p>① 毎月の返済額が減少していきます。 ② 元利均等返済と比べて当初の返済額は多くなりますが、総返済額は少くなります。</p>

※ 上表の図は、返済期間中の金利が同一の場合のイメージ図です。

5 担保（抵当権）

無利子融資のみをご利用の場合は、抵当権の設定は必要ありません。

ただし、無利子融資と無利子融資を超える融資の融資額の合計が300万円を超える場合は、原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための抵当権を設定していただきます。

※ 申込時点で既融資（機構（旧住宅金融公庫を含みます。）からの無担保の借入れをいいます。以下同じです。）がある場合で、今回の災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）の融資額に既融資の残高を加えた額が300万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回の災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のための抵当権の設定がそれぞれ必要となります。

※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さまの負担となります。

※ 土地に抵当権を設定する場合で、当該土地上に別の建築物（例：離れ等）があるときは、当該建築物についても機構のための抵当権を設定（順位は問いません。）していただきます。

6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。

※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

種類	損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO-OP共済
補償対象	建物の火災（地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除きます。）による損害を補償対象としていること。
保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長10年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続又は新規加入手続が必要です。 保険期間及び保険料払込方法は、問いません。

7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

8 無利子融資に係る留意点

- ・ ボーナス併用払いはご利用いただけません。
- ・ 元金据置期間を設定することはできません。
- ・ 借入申込み時に、鶴岡市が発行する『「つるおか版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書』の原本をご提出いただきます。

9 無利子融資と無利子融資を超える融資を併せて利用する場合の留意点

無利子融資と無利子融資を超える融資を併せて利用する場合は次の申込内容等を同一としていただきます。

- ① 申込日
- ② 資金の受取日
- ③ 毎月の返済日
- ④ 申込本人及び連帯債務者
 - ※ 無利子融資の申込人をA及びBとする場合、無利子融資を超える融資の申込人についてもA及びBとしていただきます。
- ⑤ 団体信用生命保険の加入の有無及び加入する団体信用生命保険の種類
 - ※ 機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入いただく場合は、無利子融資及び無利子融資を超える融資について、「機構団信」又は「3大疾病付機構団信」のいずれか同一の保険をお選びいただきます。また、加入者も同一としていただきます。

Ⅲ お申込方法

1 申込受付期間

令和2年9月30日まで

※ 郵便の消印等の日付を受理日とします。

2 申込先

住宅金融支援機構地域支援部郵送申込係に郵送でお申込みいただきます。

【郵送申込先】

〒112-8570

東京都文京区後楽1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構本店 郵送申込係

- ※ 契約やご返済等の手続は、お客さまが希望された災害復興住宅融資取扱金融機関（以下単に「取扱金融機関」といいます。）で行います。
- ※ 取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で確認してください。
- ※ 機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資又は【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の金融機関を取扱金融機関としていただきますが、お申込み前に機構お客さまコールセンター（裏表紙）にご相談ください。

IV お申込時の提出書類

下表の書類をご提出いただきます。

なお、審査上、下表以外の書類（収入、補修費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で（★）が付された書類は、無利子融資を超える融資を希望する場合、無利子融資分と無利子融資を超える融資分のそれぞれについてご提出いただきます（計2通）。

※ 次の表中で使用する「申込年度の前年」とは、申込年度が令和2年度の場合は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことをいいます。

書類名	説明	入手先	
災害復興住宅融資借入申込書【補修用】（★）	各書類には実印を押印してください。 ※ 印鑑登録をしていない場合は、登録予定の印をご使用ください。 ※ 災害復興住宅融資借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合は、「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）」（本ご案内20ページ）をご提出ください。	機構お客さま コールセンター （裏表紙）	
商品概要説明書等に関する確認書		〔申込書類 に同封〕	
個人情報の取扱いに関する同意書			
定形郵便物の切手を貼った封筒（★）	融資予約通知書を送付するための封筒に84円切手を貼ってご提出ください。 ※ 切手はお客さままでご用意ください。		
本人確認資料	運転免許証（平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。以下同じです。）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）又は健康保険証のうちいずれかの写し ※ 申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	申込人	
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類）	山形県沖を震源とする地震により鶴岡市内の住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（*）の写しをご提出ください。 （*）親孝行ローンをご利用いただく場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」の写しをご提出ください。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが分かる書類（住民票等）をご提出ください。 ※ 融資予約後、取扱金融機関において原本の確認をさせていただきます。	鶴岡市	
「つるおか版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書（原本）	鶴岡市へ申請し、『つるおか版被災住宅無利子融資制度』に係る利用確認書の交付を受けてください。 なお、お申込みに当たっては、原本を送付してください。		
申込本人の収入及び納税に関する証明書 申込年度の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方	ア 住民税課税証明書（支払給与の総額の記載があるもの）(*1)	市区町村
	右のアからウまでの書類のうちいずれかのも(*2)	イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）(*1) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤務先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤務先
	上記以外の方	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書（その2・所得金額用） b 納税証明書（その1・納税額用） c 確定申告書（写）	税務署
右のア又はイの書類のうちいずれかのも(*3)	イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書（所得金額の記載のあるもの）(*4) b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）(*5) ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、又はaの証明書の「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが分かる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市区町村	

	公的年金収入のある方	公的年金等の種類及び受給額の内容が確認できる書類 (*6) (例示 1) 「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書 (*7) (例示 2) 公的年金等の源泉徴収票 ※ 非課税の年金(遺族年金、障害者年金等)を受給している場合は、(例示 1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。	市区町村等
<p>(*) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*) 提出できない時期においては、源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもので、社印は不要)を提出し、融資の契約時までにアからウまでの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>(*) 提出できない時期においては、確定申告書(写)を提出し、融資の契約時までにア又はイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>(*) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。</p> <p>(*) 住民税課税証明書を「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。</p> <p>【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までに提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p>			
	【連帯債務者の収入を合算する場合又は親子リレー返済をご利用いただく場合】 連帯債務者の収入及び納税に関する証明書	「申込本人の収入及び納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤務先 税務署
	【申込年度の前年1月以降に転職や就職をした場合】 給与証明書(参考書式第4の1の1号)等	転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。	本ご案内 22 ページ
	住宅の登記事項証明書 (全部事項証明書)	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでかまいません。	法務局
	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 無利子融資と無利子融資を超える融資の融資額の合計が300万円以下の場合は不要です。 ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでかまいません。	法務局
	提出書類送付書		本ご案内 26 ページ
	【住宅・土地を担保提供する方がいる場合】 定形郵便物用の切手を貼った封筒	申込本人又は連帯債務者以外の方が住宅・土地を共有する場合で、その方が申込日現在、申込本人又は連帯債務者の方と同居していないときに限ります。 ※ 該当の担保提供する方1名につき1通必要となります。 ※ 住宅・土地を担保提供する方の住所、氏名及び郵便番号をご記入の上、84円切手を貼ってください。	申込人
【親孝行ローンをご利用いただく場合】	親孝行ローンに関する申出書(災害第6号書式)		本ご案内 24 ページ
	住民票又は住民票の除票	被災当時、被災住宅に親等が居住していたことが確認できるものをご提出ください。 ※ 被災証明書により被災住宅に居住していたことが確認でき、かつ、戸籍謄抄本の提出がある場合は提出不要です。	市区町村

	戸籍謄抄本	申込本人と融資住宅に入居する親等との続柄が確認できるもの ※ 住民票又は住民票の除票で続柄が確認できる場合は提出不要です。	市区町村
【機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入する場合】 申込書等（★） 〔ご加入いただく団信の種類により提出書類が異なります。〕		●機構団信に加入する場合 機構団信特約制度申込書（「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険申込書兼告知書」） ●3大疾病付機構団信に加入する場合 次のア及びイの書類を提出してください。 ア 3大疾病付機構団信特約制度申込書（「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」） イ 「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」 ※ 申込時に提出できない場合は、融資の契約手続時までにご提出ください。	機構お客さま コールセンター （裏表紙）
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類		外国人の方は、次のア及びイの書類を提出してください。 ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し a 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） b 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） c 外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） イ 住民票	申込人 申込人 申込人 市区町村

V 借入申込後の手続（融資手続の流れ）

ご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）又は健康保険証でも可（注））をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）又は取扱金融機関にお問合せください。

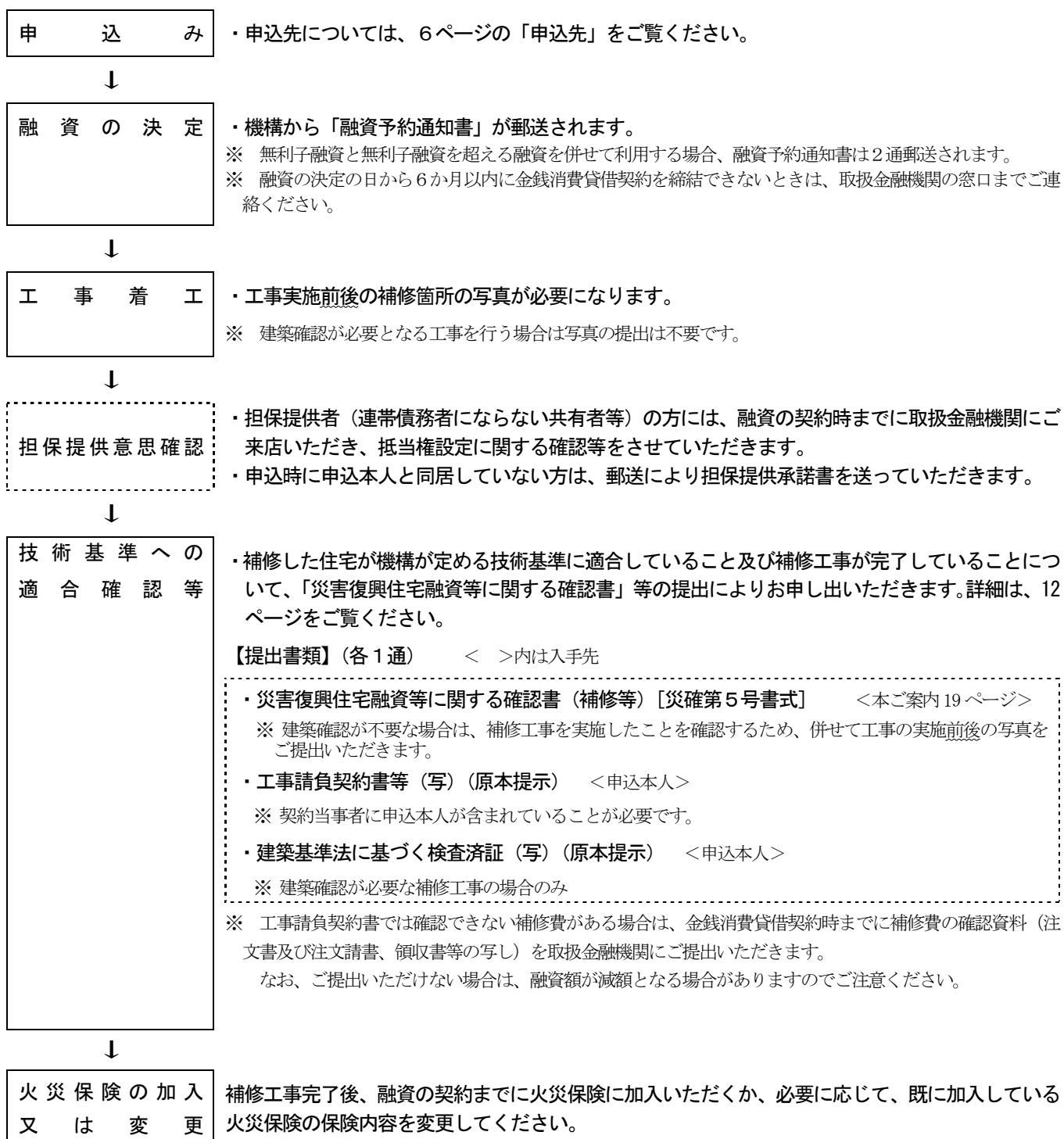
また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

（注）融資の契約の締結のために来店される場合において、健康保険証を本人確認資料とされる場合は、健康保険証のほか住民票などを併せてご持参いただく必要があります。

！ ご注意

再度申込みをする場合は、手続の流れや提出書類が一部異なる場合がありますので、詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

なお、再度申込みに際しては、11 ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」をご確認の上、手続を行ってください。





**融資の契約・
抵当権の設定**

※ 融資の決定の日から6か月以内に金銭消費貸借契約を締結できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。

補修工事完了後に融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結及び抵当権の設定登記（注）をします。

（注）融資額が300万円以下の場合等、抵当権の設定を行わない場合は融資の契約のみとなります。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

【共通】

- ・金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書 <取扱金融機関>
 - ※ 無利子融資を超える融資を希望する場合は、無利子融資分及び無利子融資を超える融資分のそれぞれについて（計2通）ご提出いただきます。
- ・返済額のご通知 <申込本人>
 - ※ 無利子融資を超える融資を希望する場合は、無利子融資分及び無利子融資を超える融資分のそれぞれについての返済額のご通知（計2通）をご提示いただきます。
- ・印鑑証明書（申込本人及び担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通） <市区町村>
 - ※ 抵当権を設定しない場合は、申込本人及び連帯債務者各1通のみ

【抵当権を設定する場合のみ】

- ・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・融資住宅及び土地の登記済証（権利証） <申込本人>
 - ※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください。）。
- ・登記原因証明情報 <取扱金融機関>
- ・融資住宅及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>
 - ※ 融資住宅の保存登記日以後で、かつ、発行から2週間以内のものをご提出ください。



資金のお受取

【抵当権を設定する場合】

- ・資金は抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。
 - ※ 融資の契約から1か月程度かかります。

【抵当権を設定しない場合】

- ・資金は、融資のご契約の手続を終えた後に交付します。

災害復興住宅融資の再度申込みについて

融資手続中にお申込時の金利よりも融資金利が下がった場合は、無利子融資を超える融資について、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、下記の(1)から(8)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

- (1) 再度申込みができる期間は、申込受付期間内（2020年3月31日まで）で、金銭消費貸借（抵当権設定）契約前までです。
- (2) 再度申込みを行う場合は、無利子融資についても一度取り下げた上で、併せて再度申込みをしていただきます。
- (3) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
- (4) 返済期間や融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (5) 返済期間は、再度申込みの時の年齢（1歳未満切上げ）により算定しますので、再度申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間をお選びいただけないことがあります。
- (6) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りします。
- (7) 当初のお申込みに併せて機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入手続が行われていても、再度申込みをする場合は機構団体信用生命保険（共済）特約制度についても新たに加入の手続を行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入をお断りすることがあります。
- (8) 再度申込み時点での審査の結果、融資が受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

VI 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等

災害復興住宅融資等に関する確認書の記載方法（補修等）

「災害復興住宅融資等に関する確認書（補修等）」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名
(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルコムテン
(社名) 株式会社 OO工務店

○印

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。

<工事完了の報告>
下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください。)

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が 不要 な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引当移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	補修工事の 実施前・実施後 の写真 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、整地工事実施前後の写真	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が 必要 な場合) ・ 借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・ 上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引当移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	<input type="checkbox"/>

工事請負業者に社名の記入および押印を依頼してください。
また、複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者に依頼してください。

工事が完了したことについて、工事請負業者に確認の上、番号1または2のいずれかの方法で届け出てください。
番号1の場合は、裏面に写真を貼り付けて提出してください。
番号2の場合は、検査済証の原本を提示の上、写しを金融機関に提出してください。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

(※) 整地資金の融資のみをご利用の場合は、この項目の確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認書類等】

現地で、目でみて確認

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅の床面積	≪併用住宅(※2)の場合≫ ・ 住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・ 住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 (注2) 整地資金の融資のみをご利用の場合、補修工事実施後の住宅が上記内容に適合する補修工事であることを確認してください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認方法】

I. 併用住宅の確認

借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、IIにより床面積について確認してください。併用住宅でない場合は、IIの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

II. 住宅部分の床面積の確認(併用住宅の場合のみ)

次の①および②を確認してください。

- ① 住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること(※1)。
- ② 住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

(※1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。

(※2) 整地資金の融資のみをご利用の場合であっても、補修工事実施後の住宅が上記①および②の内容に適合する補修工事であることを確認してください。



図 併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

【確認書類等】

現地で、目でみて確認

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

【その他の事項】

<1> 元金据置期間の設定等

災害復興住宅融資では、無利子融資を超える融資分について、元金据置期間の設定をすることができます。ただし、返済期間中に返済額が増加する等の特徴があります。

！ ご注意

- ・返済額の特徴をご確認の上、資金計画・返済計画をご検討ください。
- ・無利子融資については、元金据置期間を設定することはできません。

1 元金据置期間

ご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます。元金据置期間を設定すると、元金据置期間分返済期間が延長されます。ただし、完済時年齢80歳を超える延長はできません。

(元金据置期間を設定した場合の特徴)

【特徴1】 元金据置期間終了後、元金の返済が始まり、返済額が増加します。

【特徴2】 元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなります。

<元金据置期間のご利用例>

- ・勤務先も被災したため、一時的に収入が減少している場合
- ・返済中の借入金（例：自動車ローン）の返済が据置期間中に終了する場合

2 返済額の試算

返済額の試算は、機構ホームページ (www.jhf.go.jp) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

<2> 親子リレー返済

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方を後継者としていただく場合は、後継者の年齢により返済期間を選択できます。

- ① 申込本人の親族(*)（配偶者を除きます。）で定期的収入のある方
(*) 親族とは、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいいます。
- ② 申込時の年齢が原則として満79歳未満の方
- ③ 連帯債務者となることができる方

！ ご注意

親孝行ローンの場合は、親子リレー返済をご利用いただけません。

<3> 収入合算

1 収入合算をすることができる方

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方の収入を合算することができます。

- ① 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方(※)
で定期的な収入があること。
 - ・融資住宅に同居する申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある者及び婚約者をいいます。以下同じです。）
 - ・融資住宅に同居する申込本人の配偶者以外の親族
 - ・融資住宅に同居しない申込本人の直系親族

（※ 親孝行ローンの場合は、次のいずれかに当てはまる方）

- ・申込本人の配偶者等
- ・申込本人の親族
- ・融資住宅に入居する親等
- ・融資住宅に入居する親等と同居予定の方

- ② 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
- ③ 連帯債務者となることができる方

2 収入合算をすることができる金額

融資住宅に同居する方	申込本人の配偶者等	収入全額の合算が可能です。
	申込本人の配偶者以外の親族	
融資住宅に将来同居する方	申込本人の配偶者等	
	申込本人の直系親族	
	申込本人の直系親族以外の親族	収入の5割までの合算が可能です。
融資住宅に同居しない方	申込本人の直系親族	

※ 親孝行ローンで収入合算ができる金額は次のとおりです。

- ・ 収入合算者が申込本人と同居している場合又は融資住宅に入居する場合 …………… 収入全額の合算が可能です。
- ・ 上記以外の場合 …………… 収入の5割までの合算が可能です。

※ 親子リレー返済の場合は、同居の有無にかかわらず、後継者の収入全額の合算が可能です。

! ご注意

収入合算者の年齢は問いませんが、合算額が収入合算者の年収の5割を超える場合は、収入合算者の年齢によって借入期間が短くなることがあります。

<4> 親孝行ローン

次の①及び②の要件に当てはまる方が居住する住宅を補修する場合は、親孝行ローンをご利用いただけます。

- | |
|---|
| ① 山形県沖を震源とする地震により居住していた鶴岡市内の住宅に被害が生じ、鶴岡市から「り災証明書」を交付されている満60歳（申込時）以上の方 |
| ② 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込本人の直系尊属、おじ、おば、兄、姉又はこれらの方の配偶者 ・ 申込本人の配偶者の直系尊属、おじ、おば、兄又は姉 |

<5> 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い

災害復興住宅融資では、融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算して申し込むことができます。詳しくは、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

＜6＞ 所要額（補修費）に含めることができる費用

住宅の補修に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまが負担される費用に限ります。）については、請負契約書に当該費用の金額が含まれていない場合であっても、各費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただく（取扱金融機関に原本を提示の上、写しをご提出ください。借入申込時に機構に提出できる場合は、写しをご提出ください。）ことにより、所要額として補修費に含めることができます。

所要額に含めることができる費用	ご提出いただく書類
① 融資対象住宅に係る設計、工事管理のための費用	請負契約書、売買契約書又は注文書及び注文請書 ^{※1} ●お客さまが請求先に直接支払う場合 申請書、請求書又は領収書 ^{※1} ●事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された請負契約書、売買契約書又は注文書及び注文請書 ^{※1} なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書又は領収書 ^{※1} に融資対象住宅に係る費用であることが分かる記載がある場合（融資対象住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
② 融資対象住宅の敷地に係る測量、境界確定のための費用	
③ 融資対象住宅を補修するための既存家屋等の取壊し又は除却に要する費用	
④ 融資対象住宅に据付工事を伴う家具を購入するための費用（据付家具以外の家具は対象となりません。）	
⑤ 融資対象住宅の屋根、外壁又は住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電の設置費用	
⑥ 太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に請求する費用）	
⑦ 建築確認、中間検査又は完了検査の申請費用	
⑧ 以下の各種申請費用 浄化槽申請手数料、土地区画整理法第76条申請手数料、市街化調整区域申請手数料、都市計画法第53条建築許可申請手数料、建築基準法第88条工作物申請手数料、風致地区申請手数料、中高層申請手数料、狭あい道路申請手数料、文化財保護法第93条申請手数料、都市計画法第29条開発許可申請手数料、農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含む。）、ホームエレベーター申請手数料、水路占用許可申請手数料、沿道掘削申請手数料、建築基準法第43条第1項但し書き道路申請手数料、宅地造成等規制法第8条許可申請手数料、河川占用許可申請手数料、急傾斜崩壊危険区域申請手数料、構造計算適合性判定手数料	
⑨ 住宅性能評価関係費用	
⑩ 長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑪ 低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑫ 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく次に掲げる費用 ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅又は基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑬ リフォーム瑕疵保険付保に係る費用	
⑭ ホームインスペクション（住宅診断）に関する費用	
⑮ お客さまが保有している請負契約書に貼付された印紙代	
⑯ 今回の借入れに係る金銭消費貸借契約証書に貼付された印紙代	金銭消費貸借契約証書
⑰ 火災保険料（積立型火災保険商品 ^{※2} に係るものを除きます。）及び地震保険料 ^{※3}	保険会社が発行した見積書
⑱ 司法書士報酬又は土地家屋調査士報酬（融資対象住宅及びその敷地に係る登記費用） ^{※4}	司法書士又は土地家屋調査士が発行した見積書 ^{※1}
⑲ 上記⑱の登記に係る登録免許税	
⑳ 受託金融機関が提供しているつなぎローンを利用する場合に発生する金利及び融資手数料 ^{※5} ^{※6} （申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬又は土地家屋調査士報酬 ^{※4} 及び登記に係る登録免許税を含む。）	金利及び融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、⑮、⑯及び⑲の確認書類と同じ。

※1 書類の名称が異なっても、同等の内容であれば可とします。

※2 満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品を含みます。

※3 保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。

※4 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※5 金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認することができる場合に限り、

※6 今回の災害復興住宅融資の借入れにより完済されるつなぎローンに限り、

＜7＞ 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について

住宅資金の融資を受けた場合に、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは、税務署にお問合せください。

●税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要となります。

借入申込書の「税控除残高証明書の郵送希望」欄の「有」に○をされた方については、融資の契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。

●郵送時期については、融資の契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をご参照ください。

●残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は、取扱金融機関にお申出ください。

(2019年10月1日現在)

＜8＞ お借入後の注意事項

1 返済金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引落としとなりますが、返済日に引落しができない場合には、通常の返済金（無利子融資については元金、無利子融資を超える融資については元金＋利息）の支払に加えて、別途「延滞損害金（年14.5%（年365日割計算））」の支払義務が発生します。そのため、口座の残高が不足することがないようにお気をつけください。

2 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。

- (1) 6か月以上、毎回の返済金（無利子融資については元金、無利子融資を超える融資については元金＋利息）の返済を怠った場合
- (2) 無断で融資住宅に住まない場合又は他人に賃貸・譲渡した場合
- (3) 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
- (4) 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、又は第三者の賃借権を設定するなど、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
- (5) 虚偽又は不正な方法により融資の申込みを行った場合
- (6) 反社会的勢力であることが判明した場合

3 返済方法の変更

お客さまが収入等の変化により返済方法の変更を希望され、機構が承認した場合、次のような返済方法の変更ができます。

- (1) 返済日の変更
- (2) ボーナス返済月の変更（注1）
- (3) ボーナス払いの取りやめ（注1）
- (4) 毎月返済分とボーナス返済分との内訳の変更（注1）
- (5) 元利均等返済から元金均等返済又は元金均等返済から元利均等返済への変更（注2）

※ その他の返済方法の変更もありますので、ご返済中の取扱金融機関にご相談ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

（注1） 無利子融資については、ボーナス返済は選択できないため、当該返済方法の変更はできません。

（注2） 無利子融資については、元金均等毎月払いのみで変更できません。

4 融資金を繰り上げて返済する場合

ご返済中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等には、ご返済の途中で融資金の全部又は一部を繰り上げて返済していただけます。

- (1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
- (2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
繰り上げて返済できる額は100万円以上です。
また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は毎月の返済日です。
- (3) 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）をご利用いただいた場合、10万円以上*から一部繰上返済をご利用いただけます。詳しくは、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。

※ この手続には手数料は必要ありません。

* 毎月のご返済額を減らすのではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、1か月分以上の元金（ボーナス払いをご利用いただく場合は、ボーナス払いの分を含めた6か月単位の元金）が必要になります。

詳しくは、融資の契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をお読みください。

また、ご不明な点は取扱金融機関にお問合せください。

なお、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関又は機構支店等に早めにご相談ください。

＜9＞ プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全確保の措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理（以下「個人情報の安全確保」といいます。）のために必要な措置を講じます。

機構は、役員及び職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員及び派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全確保に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員及び職員の義務

次の(1)及び(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

- (1) 機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者
- (2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

5 委託先の選定及び監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全確保の措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。

また、機構は、個人情報の安全確保の措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。
- (2) お客さまの同意があるとき又はお客さまに提供するとき。
- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために必要と判断されるとき。
- (5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。
- (6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的及び方法を制限し、個人情報の安全確保の措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び9のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手續及び開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

- (1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）
- (2) 機構のホームページ www.jhf.go.jp

災害復興住宅融資等に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込本人 (氏名)

実印

連帯債務者 (氏名)

実印

私 (連帯債務者を含みます。) は、災害復興住宅融資等 (補修等) の借入申込みを行った住宅について、次のとおり工事が完了したことを届け出るとともに、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。
 なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
	マンション名・部屋番号 <small>(一戸建て住宅の場合記入不要)</small>	

<工事完了の報告>

【工事請負業者記入欄】 本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。		
工事請負業者の社名	(フリガナ)	
	(社名)	印
*複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。		

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください (記入の際は記載方法をご参照ください。)

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が 不要 な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	補修工事の 実施前・実施後 の写真 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、整地工事実施前後の写真	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が 必要 な場合) ・借入申込みを行った住宅の 検査済証 を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証 (写)	<input type="checkbox"/>

<技術基準事項の適合確認表>

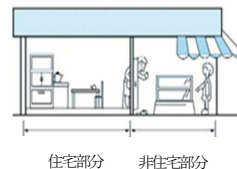
下表の1および2の内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください (記入の際は記載方法をご参照ください。)

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容	金融機関 使用欄
	適合	不適合(※1)			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居室、炊事室および便所を備えていること。 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅の床面積	《併用住宅(※2)の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 (注2) 整地資金の融資のみをご利用の場合であっても、整地工事完了後であつた補修工事が未完了であっても、補修工事実施後の住宅が上記内容に適合することを確認してください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合の項目が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます (右図参照)。

図 併用住宅の例



住宅部分 非住宅部分

(裏面)

工事実施前・工事実施後の写真

建築基準法に基づく建築確認が不要な場合

借入申込みを行った住宅について、被災部分の補修工事を実施したことが確認できるように、工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

- (注1) 整地資金の融資のみをご利用の場合は、整地工事を実施したことが確認できるように、整地工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。
- (注2) 補修工事を実施した箇所が複数ある場合は、いずれか1箇所の工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

【工事実施前の写真】



【工事実施後の写真】



※ 工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2019年10月

記入日 年 月 日

機構融資借入申込書 (担保提供者に関する申出書)

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人 (氏名)

(実印)

連帯債務者 (氏名)

(実印)

1. 私 (申込本人及び連帯債務者をいいます。) は、独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「機構」といいます。) からの借入れに当たり、取得する不動産に関連して、次表の担保提供者 (以下「担保提供者」といいます。) から担保提供を受けます。
2. 私は、担保提供者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、提供することについて、本人の同意を得た上で、機構に提供します。
3. 私は、担保提供者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合 (該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。) には、融資の謝絶等が行われることを了承します。

担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) ----- (名)	申込人の係 申本と関	
	住所	(〒 -)	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) ----- (名)	申込人の係 申本と関	
	住所	(〒 -)	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) ----- (名)	申込人の係 申本と関	
	住所	(〒 -)	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) ----- (名)	申込人の係 申本と関	
	住所	(〒 -)	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	

※ この書類は、借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合にご提出ください。

金融機関
使用欄

空 白

(参考書式第4の1の1号)

(転・就職した方、産休・育休・介護休の方、病休期間が終了した方、海外勤務から国内勤務に復帰した方用)
(当該書式は、適宜変更してご利用ください。)

給 与 証 明 書

(金融機関名)

御中

氏 名	
現 住 所	

<input type="checkbox"/>	転職又は就職した方	【就職年月日】	年 月 日
<input type="checkbox"/>	産休の方	【産休期間】	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/>	育児休業の方	【育休期間】	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/>	介護休業の方	【休業期間】	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/>	病休期間が終了した方	【勤務開始年月日】	年 月 日
<input type="checkbox"/>	海外勤務から国内勤務に復帰した方	【国内勤務復帰年月日】	年 月 日

給 与 算 定 期 間	毎月分	日 ~ 日	ボーナス分	[月支給分]	月 日 ~ 月 日
		支給日：当月 / 翌月		[月支給分]	月 日 ~ 月 日
		日		[月支給分]	月 日 ~ 月 日

年の給与支給額 (通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。)		年の給与支給額 (通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。)	
1月 支給分	円	1月 支給分	円
2月 支給分	円	2月 支給分	円
3月 支給分	円	3月 支給分	円
4月 支給分	円	4月 支給分	円
5月 支給分	円	5月 支給分	円
6月 支給分	円	6月 支給分	円
7月 支給分	円	7月 支給分	円
8月 支給分	円	8月 支給分	円
9月 支給分	円	9月 支給分	円
10月 支給分	円	10月 支給分	円
11月 支給分	円	11月 支給分	円
12月 支給分	円	12月 支給分	円
ボーナス支給分 (月 日支給分)	円	ボーナス支給分 (月 日支給分)	円
ボーナス支給分 (月 日支給分)	円	ボーナス支給分 (月 日支給分)	円
ボーナス支給分 (月 日支給分)	円	ボーナス支給分 (月 日支給分)	円
合 計 支 給 額	円	合 計 支 給 額	円

上記のとおりであることを証明します。

作成日 年 月 日

住所 (所在地)

電話

名称

担当者氏名

代表者氏名 印

(注1) 給与支給額記入欄には、支給日を基準としてご記入ください。

(注2) この記載内容について発行元に確認させていただいたり、証明資料の提出をお願いすることがあります。

(注3) 給与証明書は、事業所の責任者が発行するものでも構いません。

適用開始日：2019年(平成31年)4月1日

空 白

親孝行ローンに関する申出書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印
	住所	

私は、親族の居住の用に供するための住宅に係る親孝行ローンの借入申込みに当たり、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する資格、条件及び手続について了解し、融資住宅に入居する者について下記のとおり申し出ます。

融資住宅に入居する方	氏名	フリガナ ----- (〒 -) (Tel - -)	年齢	生年月日
	現住所	フリガナ ----- (〒 -) (Tel - -)	歳	____年____月____日
	申込人との続柄※1	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申込人	申込人の融資住宅への同居※1 (金消契約時)	<input type="checkbox"/> 同居有	同居無の場合のみ記入：住居費の負担状況※2	
		<input type="checkbox"/> 同居無	<input checked="" type="checkbox"/> 1 住宅ローン返済中 (毎月____万円) <input type="checkbox"/> 2 賃貸 (毎月____万円) <input type="checkbox"/> 3 負担 無	

※1 該当箇所にレ印をつけてください。

※2 1又は2に該当する場合、「商品概要説明書等に関する申出書」の「(1) 個人の借入金等」欄に住居費を転記して下さい。

空 白

提出書類送付書

記入日：	年 月 日
------	-------

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」をご覧ください。
- この送付書を送付いただく前に、コピーをとり、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまのご負担にてご送付いたします。

<申込本人>
氏 名

チェック	書 類 名	機構 確認欄
<input type="checkbox"/>	借入申込書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	商品概要説明書等に関する確認書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	<input type="checkbox"/>
	①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）	
<input type="checkbox"/>	申込本人の収入及び納税に関する公的証明書（1年分）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	り災証明書（写）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	「つるおか版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	提出書類送付書【この書式です。】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	封筒（融資予約通知書送付用） （84円切手を貼付したもの）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書（写）などの所要額を確認できる資料	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	機構団信特約制度申込書 (「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険 申込書兼告知書」)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3大疾病付機構団信特約制度申込書 (「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 申込書兼告知書」)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	<input type="checkbox"/>
	①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）	
<input type="checkbox"/>	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書（1年分）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(書類名称)	<input type="checkbox"/>

<お問合せ先> 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420 >におかけください（通話料金が
かかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp